明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○歯科技工士法施行規則及び歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（厚生労働一六五）　一
○建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通八一）　二
〔規則〕
○人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（人事院一〇―四―二五）　二
〔訓令〕
○領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令（外務二三）　三
〔告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務三七二）　四
○標準貨物自動車特定信書便運送約款を定める件（国土交通一一六三）　四
○申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件（同一一六四）　六
○建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件（同一一六五）　七
○道路に関する件（北陸地方整備局一三四）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局一八七～一八九）　七
○道路に関する件（四国地方整備局一〇二）　八
○道路に関する件（九州地方整備局一四一、一四二）　八
○道路に関する件（北海道開発局一八七、一八八）　八
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成八年人事院公示第一七号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二四）　一〇
〔公告〕
諸事項　一三
裁判所　一三
破産、免責、再生関係
特殊法人等　一三
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会裁決、プログラムの著作物に係る登録、企業年金基金変更、農業会議組織変更（滋賀県）関係
地方公共団体　一四
行旅死亡人関係
会社その他　一四
会社決算公告　一四

省令

○厚生労働省令第百六十五号

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十六条の規定に基づき、歯科技工士法施行規則及び歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条　歯科技工士法施行規則及び歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十一条の二」に改める。

第十一条を次のように改める。

（手数料の納入方法）

第十一条　第七条第一項又は前条第一項の出願又は申請をする場合には、手数料の額に相当する収入印紙を受験願書又は申請書にはらなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

（規定の適用等）

第十一条の二　法第十五条の三第一項に規定する指定試験機関（以下この条において「指定試験機関」という。）が試験の実施に関する事務を行う場合における第七条第一項、第九条及び第十条の規定の適用については、第七条第一項中「厚生労働大臣に」とあるのは「法第十五条の三第一項に規定する指定試験機関（第九条及び第十条において「指定試験機関」という。）に」と、第九条及び第十条中「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2　前項の規定により読み替えて適用する第十条第二項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3　第一項に規定する場合においては、前条の規定は適用しない。

第二条　歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年三月一日から施行する。

○国土交通省令第八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の二十五第一項、同法第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の四十二第一項及び第二項並びに第七十七条の四十七第一項並びに同法第九十三条の三並びに第九十七条の四第一項及び第二項の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月一日　国土交通大臣　石井　啓一

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条の五の二十一第二項中「次項」の下に「及び第十一条の二の三第二項第一号」を加える。